

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/1世帯）フロー

あなたの世帯は、世帯員全員、令和3年度（令和2年1～12月の収入）の住民税（均等割）が非課税ですか？

はい

いいえ

令和3年1月2日から令和3年12月10日までに大泉町に転入しましたか？

令和3年度課税であったが、世帯員全員が新型コロナウイルスの影響で収入が減少した。

はい

いいえ

はい

いいえ

非課税世帯用申請書をコールセンターや、このページの下部の関連ファイルから取得し、ご記入のうえ必要書類を添えて、郵送またはコールセンター窓口にて提出してください。

書類確認後、順次ご指定の口座にお振込みします

1月中旬に世帯主あてに確認書を郵送済みです。

※R3.12.10時点で大泉町以外に住民登録があった場合は、住民登録されていた市町村にお問い合わせください。

令和3年1月から現在までにおいて、収入が下記の金額以下になっている月がある

【参考】

〈給与収入の場合〉

- ①単身者：77,500円
- ②扶養1人：114,833円
- ③扶養2人：140,333円
- ④扶養3人：174,999円
- ⑤扶養4人：208,333円
- ⑥障害者、未成年者、寡婦、ひとり親：170,333円

上記の数字は、年収を12月で割った数字です。

事業所得・不動産所得のある方は、税務課(63-3111:内線575)までお問い合わせください。

支給対象外となります。生活の不安や心配がございましたら、下記までご相談ください。

福祉課：62-2121
(内線731)

支給対象となる可能性がありますので、大泉町給付金コールセンター（保健福祉総合センター社協棟2階研修室1）まで、ご来庁いただくか、下部より申請書等をダウンロードして、必要書類とともにご郵送もしくはご持参願います。

大泉町給付金コールセンター：0276-55-0334